

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2022年12月27日現在

～2022年12月31日

2023年1月1日～

目次（略）

第1条～第43条の2（略）

（利用に係る契約者の義務）

第44条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 削除
- (2) 契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 契約者は、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと

(7) (6)までに規定するほか、利用に係る契約者の義務については、次のとおりとします。
ア～イ（略）

2～4（略）

目次（略）

第1条～第43条の2（略）

（利用に係る契約者の義務）

第44条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 削除
- (2) 契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 契約者は、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと

(7) 契約者（当社が電気通信番号を付与するサービス又は付加機能に係る者に限ります。以下、本号において同じとします。）がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。

(8) (7)までに規定するほか、利用に係る契約者の義務については、次のとおりとします。
ア～イ（略）

2～4（略）

第44条の1の2～第54条（略） 別記（略） 料金表（略）	第44条の1の2～第54条（略） 別記（略） 料金表（略）
	附則（令和4年12月22日 CAS企第00998891号） この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。